

②次期指定管理選定の評価反映について

1 評価制度の意義

評価制度とは、モニタリング結果に基づいて指定管理者の管理運営状況を評価し、その結果を指定管理者に通知し公表することによって、より良い管理運営や更なる住民サービスの向上を図ることを目的とするものです。

また、評価結果を次期指定管理者の選定に反映することにより、現指定管理者のモチベーション向上と一層の経営努力を引き出すことを期待するものです。

2 スケジュール

時期	市
6～7月	施設所管課によるモニタリング結果に基づく評価 各部モニタリング評価運営委員会による評価の決定
9月以降	指定管理者へ評価結果の通知、公表

3 対象

公募による指定管理施設の管理運営状況を対象とします（指名による施設への制度導入は、状況を見て判断します。制度導入まではモニタリングレポートの総合コメントにおいて総評を行います。）。

4 評価の方法

評価は施設所管課が行い、各部のモニタリング評価運営委員会において、モニタリング結果の検証に併せて評価を決定します。

評価区分は次のとおりです。

<5段階の評価区分>

S+	特に優れている。
S	優れている。
A	概ね適正である。（普通）
B	努力が必要である。
C	改善が必要である。

なお、評価結果はモニタリングレポートに記載し指定管理者に通知するとともに、市ホームページ上で公表します。

5 評価結果の活用

指定期間中の評価結果は、次期指定管理者を公募する場合において、その選定に係る審査に反映することができるものとします。反映の方法等は、基本的に次のとおりとします。

(1) 反映の条件

次期指定期間も次に掲げる要件の同一性が確保されていることを条件とします。

ア 団体の同一性

イ 事業内容（管理の基準・業務の範囲）の同一性

ウ 施設の同一性

(2) 評価結果の反映方法

評価結果の反映は、指定管理者選定委員会における現指定管理者の総得点に、指定期間中の各年度における評価に基づく加算割合の平均値を加算することにより行います。加算点は次の式により算出することとし、加算割合は最大10%とします。

式) 加算点=総配点(A)×各年度の評価に基づく加算割合の平均値(B)

A=配点×委員数

B=(1年目加算割合+2年目加算割合+…)÷評価年数

ただし、候補者の選定にあたり、指定管理者選定委員会の審査の結果、全委員の平均点が配点の60%未満の場合は、最高得点を得た申請者であっても候補者として選定しないことがあります。この場合の60%は評価結果の反映前の得点を言います。

また、当面マイナス評価の反映は行わないこととします。

<加算割合の例>

S+	+10%
S	+5%
A、B、C	反映しない

(3) 対象施設

令和2年度以降に公募により指定管理者を指定する施設のうち、次期(当該公募の次の期)指定管理者の選定に評価結果の反映実施を決定した施設とします。この場合、その旨を募集要項に明記します。

6 評価結果の反映の流れ

年度	月	担当	内容
N-1年度	6月 ～ 7月	施設所管課 各部モニタリング 評価運営委員会	評価結果の反映実施について検討
	10月	指定管理者制度 推進本部会議	次期選定方法(N年度)の決定と合わせて、評価結果の反映実施(N'年度)を決定
N年度 公募	6月	施設所管課	募集要項(加算割合含む)の決定
	7月	施設所管課	公募
	10月	選定委員会	候補者順位答申
		施設所管課	候補者選定
	11月	施設所管課 指定管理者候補者	仮協定締結
12月	施設所管課	指定議決	
N+1年度 1年目	4月	指定管理者	管理運営開始
N+2年度 2年目	5月	指定管理者	1年目事業報告書等提出
	7月	施設所管課 各部モニタリング 評価運営委員会	1年目モニタリング及び評価
N+3年度 3年目	5月	指定管理者	2年目事業報告書等提出
	7月	施設所管課	2年目モニタリング及び評価

年度	月	担当	内 容
		各部モニタリング 評価運営委員会	
N+4 年度 4 年目 (N' -1 年度)	5 月	指定管理者	3 年目事業報告書等提出
	7 月	施設所管課、 各部モニタリング 評価運営委員会	3 年目モニタリング及び評価
	10 月	指定管理者制度 推進本部会議	次期選定方法 (N' 年度) の決定と合わせて評価結 果の反映実施 (N'' 年度) を決定
N+5 年度 5 年目 (N' 年度) 公募 評価反映	5 月	指定管理者	4 年目事業報告書等提出
	6 月	施設所管課	募集要項の決定
	7 月	施設所管課 各部モニタリング評 価運営委員会	4 年目モニタリング及び評価
		施設所管課	公募
	9 月	施設所管課	加算点算出
	10 月	選定委員会	現指定管理者の総得点に加算 候補者順位答申
		施設所管課	候補者選定
	11 月	施設所管課 指定管理者候補者	仮協定締結
12 月	施設所管課	指定議決	
(N' +1 年度) 1 年目	4 月	指定管理者	1 年目管理運営開始
...			